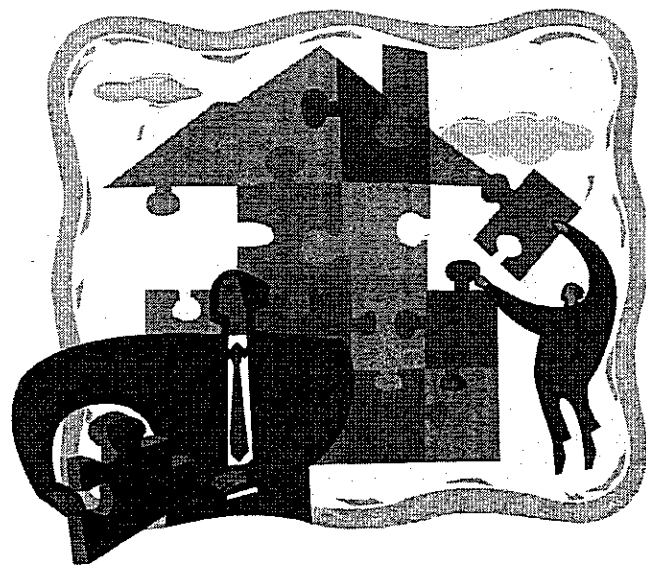


公民館 から コミュニティセンター へ



高松市 市民政策部 地域振興課

コミュニティセンターとは

- 防災・防犯や環境衛生など、地域の課題や問題を、その地域に住む人々が、みずからの知恵と力で解決していこうという“まちづくり活動”を実践するための拠点施設です。
- 高松市では、こうした地区全体のまちづくり活動は、自治会を中心に各種団体等が連携して取り組むべきとの考えから、地域コミュニティづくりを推進しています。
- 施設としては、新たに設置するのではなく、原則として、従来の「生涯学習の拠点施設」としての公民館を転換するものです。
- 旧高松市域では、35地区(校区)で41のコミュニティセンターがあります。

コミュニティセンター化の時期・施設

- 原則的には、公民館を転換します。
- 移行時期は、コミュニティ組織設立の翌々年度とします。
〔指定管理者選考委員会から、コミュニティとして一定期間
(少なくとも1年間)の活動実績が必要と指摘されたため〕
- 始期は、4月とし、年度途中の移行はありません。
- コミュニティセンターに移行するときは、指定管理者制度の下での施設管理委託を行います。
- 合併地区においては、平成20年度から川東・東谷公民館が、コミュニティセンターとなり、川東校区コミュニティ協議会を指定管理者とする予定です。

コミュニティセンターの管理運営 指定管理者とは

公の施設

国や地方公共団体等が所有する財産のうち、公共の福祉のために、一般住民に使用させるものを「公の施設」といいます。

公園や体育館、公民館やコミュニティセンターなど。

指定管理者

「公の施設」の管理を施設管理者(市の施設の場合には市長)に代わって包括的に行います。

- 権限・裁量権の拡大(使用許可等)と責任強化(施設利用者の安全管理等)
- 利用料金制(指定管理者の収入)

コミュニティセンターの管理運営の仕組み①

高松市



管理運営を委託
(指定管理者)

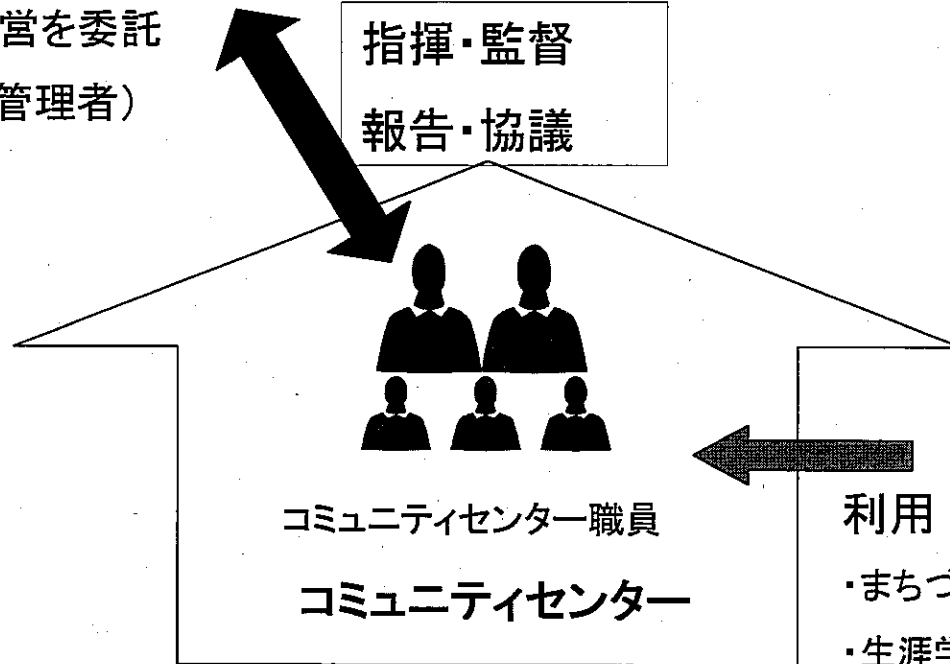


地域コミュニティ協議会



- ・管理運営委員会
- ・選考委員会

指揮・監督
報告・協議



コミュニティセンター職員
コミュニティセンター

利用

- ・まちづくり活動
- ・生涯学習活動



コミュニティセンターの管理運営の仕組み②

- 職員体制

常勤：センター長 (35h/週) 1名…センター管理総括

主任 (30h/週) 1名…センター管理・生涯学習

非常勤：スタッフ (20h以内/週) 複数名…夜間・土・日

- 委託料

人件費 約600万円

センター長：177,400円/月 主任：150,700円/月

スタッフ：800円/時間

維持管理経費 約200万円

光熱水費・消耗品費・維持修繕費ほか

生涯学習関係（講師謝金等） 約50万円

コミュニティセンターの管理運営の仕組み③

- コミュニティセンターの業務

一事業所として関係機関への届出・手続き等を行う
(社会保険庁, 税務署, 労働基準監督署, ハローワーク等)

このほかセンターの業務として

- 契約管理(清掃, 機械警備など, 施設の委託契約)
- 貸館管理
- 備品管理
- 防災管理
- 災害時等の対応(避難場所として指定されている場合) など

コミュニティ協議会の事務局としての事務を行う

(各種団体の事務は, 基本的に当該団体が自ら行います)